

# 子どもアドボカシー学会研究倫理規程

## 総則

### (目的)

第1条 本規程は、子どもアドボカシー学会会員(以下、会員とする)の研究における知的誠実さを滴養し、研究の倫理的なあり方を示すことにより、子どもアドボカシー研究の深化と普及を図り、会員がその責任と社会的貢献を果たすことを目的とする。

### (遵守義務)

第2条 会員は、本研究倫理規程に則り、研究活動において良識と知的誠実さ、倫理が要請されることを自覚して行動しなければならない。

### (人権の尊重)

第3条 会員は、研究活動を行うにあたって、人権を尊重し、年齢、性別、性的指向、人種、国籍、門地、思想信条、宗教、社会的地位、障害などにもとづく差別をしてはならない。

### (個人情報の保護)

第4条 会員は、研究活動を行うにあたり、研究および調査の対象者の個人情報が守られるように配慮しなければならない。

### (研究目的、方法、結果の倫理性の確保)

第5条 会員は、社会に対する責任と義務を自覚し、研究目的および研究方法、研究結果に倫理性を確保しなければならない。

### (研究者としての責務)

第6条 会員は、常に最新の研究方法の探求ならびに先行業績の探索を通じて、自らの研究水準の向上に努めなければならない。

### (知的所有権の侵害の禁止)

第7条 会員は、他者の知的所有権を侵害してはならない。

## 各則

### (説明と同意)

第8条 会員は、原則として、研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究の実施に同意を得なければならない。

### (剽窃・捏造・改竄の禁止)

第9条 会員は、研究活動の実施にあたり、他者の研究成果を剽窃したり、調査データなどを偽造・捏造あるいは改竄したりする行為をしてはならない。

### (研究資金の適正な活用)

第10条 会員は、研究資金を用いて研究する場合、研究資金の供与機関の定める執行要領等を遵守し、研究目的に合わせて適正に取り扱わなければならない。

### (共同研究)

第11条 会員は、共同研究の組織化およびその運営にあたっては、民主的かつ健全に取り組まなければならない。

### (ハラスメントの禁止)

第12条 会員は、研究活動において、アカデミック・ハラスメント等、いかなるハラスメント行為

もしてはならない。

(研究成果の公表)

第 13 条 会員は、研究によって得られた成果の公表にあたっては、その社会的意義および社会的影響に十分配慮して、会員としての責任を自覚して実施しなければならない。

(二重投稿の禁止)

第 14 条 会員は、研究成果を原著論文等によって公表する際には、二重(多重)投稿をしてはならない。

(利益相反への対応)

第 15 条 会員は、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり(利益相反)について適正に対応しなければならない。

(規程の変更)

第 16 条 この規程を変更するときは、総会の決議を経なければならない。

附則

1. 本規程は、2022 年 8 月 20 日より施行する。